

区画整理ニュース

～つなげよう 未来の旦過市場へ～

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123/Fax：093-511-7120

E-mail：ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

旦過地区土地区画整理審議会の選挙について(お知らせ)

土地区画整理審議会委員の選挙にあたり、6月16日～6月25日まで立候補の受付を行ったところ、宅地所有者4名と借地権者2名の立候補がありました。つきましては、候補者の数が選挙する委員の数を超えていないため、7月10日(土)に予定していた選挙の投票は行わないことになりました。

土地区画整理審議会委員の候補者(定数8名)

※立候補届出順

○宅地所有者が選挙する委員の候補者(定数5名)

No	氏名・法人名
1	小倉かまぼこ 株式会社
2	株式会社 ゆめマート北九州
3	旦過都市開発 株式会社
4	合資会社 三天堂

○借地権を有する者が選挙する委員の候補者(定数3名)

No	氏名・法人名
1	有限会社 原商店
2	小倉中央市場協同組合

以上の候補者は、選挙期日後の7月12日付で行う当選人の告示及び通知をもって、審議会委員選挙の当選人となります。(委員の任期は5年間です。)

委員の皆様には権利者の代表として施行者(市)が計画した換地計画などについて意見を述べていただくなど、施行者と権利者との調整役の役割を担っていただきます。

なお、委員定数の8名に対して6名の委員となりますが、審議会の成立要件を満たしています。

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様には、事業についての情報提供等を行っております。質問等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室
【電話：093-511-7123】

区画整理事業の進め方

1 都市計画決定（令和2年3月30日）

2 事業認可・事業計画決定（令和3年2月10日）

3 権利申告等 各種手続き

4 土地区画整理審議会の設置（令和3年7月12日）

5 換地計画案の作成 意向調査などを反映して、換地計画案を作成します。

6 換地計画の縦覧・決定 2週間の縦覧後、土地区画整理審議会の意見を聴いて換地計画を決定し、関係権利者に通知します。

7 建物等の移転調査、補償金の算定

市が委託した専門の補償調査会社
が、順次、調査を行います。調査
は建物内に入って行いますので、
ご協力をよろしくお願いいたします。

8 補償金の説明・協議、補償契約の締結

補償対象者毎に補償額を説明し、
補償について合意すると市と補償
対象者との間で、補償契約を締結
します。

9 仮移転の実施、建物解体撤去

仮移転や建物等の撤去を行って
いただきます。（一部、市が解体工
事を行います）

10 工事の実施 市が施設整備工事（立体建築物、道路等）を行います。

11 使用収益の開始 工事が完了した後、市が使用収益開始日（利用開始日）をお知らせします。

12 換地処分・土地、建物の登記 換地処分に伴う土地・建物の登記を行います。

13 清算金の徴収・交付

換地計画（清算金明細書）で定め
られた清算金の徴収・交付を行
います。

14 事業の完了